

**【質問項目】**

1. 相続未登記土地について
2. 工作物責任について
3. クルーズ船誘致について

**【質問本文】**

**1. 相続未登記土地について**

**■質問（しもづる）**

私からは手短かに三点、お伺いいたします。

まず、一点目は、十八ページ。

議案第一四号訴え提起前の和解について議決を求める件について、数点お伺いをいたします。

不在者であったり相続未登記であったり、速やかに事業着手したいけれども、なかなか本当の持ち主がわからないということが今後たくさん出てくるのかなと思っております。その中で、今回この不在者財産管理人制度を活用してこのような取り扱いをするというのは非常にいいことだというふうに思っております。

そこで、二点ほどお伺いしたいんですが、一つ目は、この不在者財産管理人制度を活用するに至った経緯ですとか、また、あと、今回これが成立しましたら事業着手できるかと思えますけれども、大体、控訴をしてからどれぐらい時間がかかったものなのかということをお教えください。

そして二点目は、今後これらの迅速化するための制度の活用についてどのように考えているのかということをお教えください。

**□答弁（用地対策室長）**

訴え提起前の和解でございますが、不在者財産管理人の活用につきましてはこれまでも行ってきているところでございまして、今回この議案をお願いしておりますのは所有者が不明ということと、もう一つあわせて保存登記がされていなかったという二つの要件が重なったために、こういう事例が発生したところでございます。不在者財産管理人そのものにつきましてはこれまでもお願いしてきていたところでございまして、それはいろいろと法務局等々と協議する中で活用というのは言われてきてやっていたところでございます。ただ、先ほど申し上げましたように、普通の場合は、所有者が不明でございまして保存登記がされていれば所有権移転登記だけですと不在者財産管理人の署名でできるものから問題なかったんですが、今度は保存登記をするためにどうしても確定判決に類するものが必要であったということでございます。

過去二回ほど同じ事例がございまして、お願いしていたところなんですが、そのときが大体、不在者財産管理人を選定してから、選任の申し立てをお願いしてから和解の手続が済むまでの間がおよそ半年

近くかかっているというような感じになります。ただ今回の場合、終わった後、申し立てして和解するには大体半月から一カ月ぐらいの間で済むのかなというふうには考えております。

今後のいろいろな考え方がございますが、確かに委員御指摘のとおり、最近、相続登記等が行われていなくて所有者が不明という土地はかなり出ておりますので、この不在者財産管理人制度もですが、そのほかにも最近、集落誘致の制度ですとかいろいろな制度もございますので、そういうものを活用しながら、事業用地の取得に支障が生じないように円滑な取得ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

## 2. 工作物責任について

### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

ぜひ、これら迅速化できる制度を積極的に活用して、少しでも早く事業着手、そして事業完了ができるように努めていただきたいと思えます。

続いて、五十六ページです。

こちらの専決処分二つ、先日の台風で県道事業周知看板が飛散して車なり民家を壊してしまったということが上がってきております。率直に思うのが、人の被害がなくてよかったなと思うところなんです。物の損害であれば金銭で解決、補填ができるわけですが、なかなか人の被害が出てしまっただけとはいけないということで、これらの再発防止をどうやっていくのかというのが非常に重要であるかというふうに思っております。

先ほど説明で振興局など周知をしたということですが、一個確認しておきたいのが、大きな台風が来そうだというときに一時的に撤去するということが可能なのか、もしくはそういう取り扱いをするつもりはあるのかということを確認しておきたいと思えます。というのが、補強はされるんでしょうけれども、どうしても想定外の台風とか来たときに補強しても飛んでしまって人や物に当たるといったことが考えられるので、あらかじめ撤去しておくということは一時的に可能なのかどうかということをお教えください。

### □答弁（都市計画課長）

まず、今回飛散いたしました看板と申しますのが、都市計画事業で行うということになりますと、土地の売買ですとかあるいは建築に当たっての制限とかそういうものがかかるということで、その事業を行う期間中につきまして近隣の方々に看板でお知らせしようというたぐいの看板でございました。強固な形で、ある程度の風に耐えられるような設計で当初の設置はなされていたものでございます。一旦それを事業の途中で移しかえたことがありました。その結果、今回飛ぶというようなことになったという事情がございます。一般的に道路の中にある例えば方面を標示する看板ですとかいったものにつきましては、設計上、強い風にも耐えられるような内容で設計がされて、それで建設を完了されていますので、これを台風前に、点検はいたしますけれども、そのときに一時的に撤去する、そういうことは考えにくいところでございます。

また、一方、改良工事等に伴って工事期間中に、例えば段差がありますとか今事業をやっていますとかそういったものは当然飛散するおそれがあるわけですから、事業を請け負っている業者に指示もいたしまして、そのときに飛散しないような対応をとるよう指示をし、そして必要があれば当然撤去するというか、しまっておくとか、そういう対応はなされていると承知をいたしております。

#### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

もちろん、補強も当然であります。台風が来そうなときは、あらゆる方法で、とにかく人的被害等が出ないように取り扱いをしていただければなというふうに思います。

### 3. クルーズ船誘致について

#### ■質問（しもづる）

三点目は、追加で出てきたマリポートへのC I Q等の設置についての予算についてお伺いをしたいと思います。

このクルーズ船の寄港地については、先般、たしか八代が国の重要指定を受けるなど、今後、都市間、港間での競争が激化していくのかなというふうにも感じております。その中で、今回このような予算案をつけていただいたのは非常に喜ばしいことなのですが、一方で、八代であったり、ほかの九州内、近隣の各港よりも魅力を出せる、船会社からすれば「九州に行きたいけど、どこに着けようかな」と考えたときに、鹿児島を選んでいただける取り組みというのが絶対に必要だというふうに思っております。

そこで、今回の予算でC I Q等を拡充していくわけですが、機能を整備するに当たって、どういうところを、どういう機能を持たせればほかの港より魅力を出せる、もしくは船会社にとっての魅力を出せるということを考えていらっしゃいますか。そここのところの現在の考えを教えてください。

#### □答弁（港湾対策監）

今回追加提案しております国際旅客クルーズ船整備のことにに関してでございます。

まず、今回国の補正予算でクルーズターミナルを含めた整備が認められたところなのですが、このクルーズターミナルを整備することによる効果等を御説明いたしますと、まず、乗客の利便性が高まるということがございます。これは、現在C I Q施設がないために船内でC I Qを今までやっているわけなのですが、船が停泊してから機材を持ち込んで、準備を行うために一時間ほどの時間がありまして、乗客は待たされることがあります。ターミナルができると、船が停泊する前にその準備が整っておりますので、乗客が待たされる時間が短くなるなどの乗客の利便性が高まると考えております。

それと二つ目の効果といたしましては、鹿児島での滞在時間が長くなり、経済効果が高まるということでございます。船内のC I Qでは審査に時間がかかり、乗客が鹿児島に滞在する時間が短くなるといった課題がございます。ターミナルができますと、乗客が待たされる時間が短くなり、鹿児島に滞在する時間が長くなることから、その分、乗客が買い物したり観光したりという消費する機会がふえると考えております。

それと三つ目の効果としましては、マリポートかごしまの利用頻度がふえるということでございます。船内でのC I Qには事前準備が必要であります、ターミナルができますと船社の負担が軽減されることから、よりマリポートに寄港していただけるのではないかと考えておまして、このターミナル整備でまずマリポートの観光性の機能を高めようということ考えております。

#### ■質問（しもづる）

今、C I Q機能の整備による効果について御説明をいただきました。

乗客の利便性向上であったり、滞在時間が長くなる、これは非常にいいことではあります、一方で、ようやくこれはスタートラインに着くのかなという感想も持ったりもします。滞在時間が長くなる、イコール、鹿児島で鹿児島の魅力を感じていただいて、そして消費をしていただける、その可能性がふえるということだと捉えておりますが、ここの整備しようとする施設において力を入れてほしいなと思うのが、鹿児島の魅力のPRだったり、実際に物を売れたりというところにも力を入れてほしいなと思っておりますが、今のところ、そこについてのお考えはどのようになっていますか。

#### □答弁（港湾対策監）

今回整備いたしますクルーズターミナルの中にはC I Q機能のほかに、物販スペース、交流スペースという形で、県民が観光客と交流できるスペースとか県の特産品を物販できるスペースも考えております。そういったところで雇用等も生まれますし、こういったところをきっかけにして、さらなるマリポートの魅力を高めていきたいというふうに考えております。

#### ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

ぜひ、交流のスペースですとか観光PRをすることによって、着いたときに「あ、じゃ、ここも行ってみよう」と思ってもらったり、実際に物を買ってもらったり、そういう消費行動につながるような機能もぜひふんだんに盛り込んでいただければなど、これは要望で申し上げて終わります。